

鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業～介護予防・生活支援サービス事業の類型

訪問型サービス		R2.7現在	
サービス類型	内容	サービス提供者	事業所数
従前相当訪問サービス (訪問介護相当サービス)		事業所所属の訪問介護員 (ヘルパー有資格者)	29
多様なサービス	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活援助のみサービス (1回20～60分)	事業所所属の訪問介護員 または事業所所属の担い手
	訪問型サービスB (住民主体によるサービス)	生活援助のみサービス (1回20～60分)	担い手
	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	心身状態改善を目指した訪問指導 (1回40分、3～6か月間)	保健・医療の専門職
	※訪問型サービスD (移送支援)	・通所型サービスBなどへ、通所型サービス運営主体とは別の主体が送迎 ・通院等の送迎前後の付き添い支援	

※訪問型サービスDは、鶴岡市では未実施

通所型サービス			
サービス類型	内容	サービス提供者	事業所数
従前相当通所サービス (通所介護相当サービス)		通所介護事業所	44
多様なサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所介護事業所	18
	通所型サービスB (住民主体による支援)	担い手による団体	4
	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	保健・医療の専門職の 所属事業所	2